

平成 25 年第 1 回小城市議会臨時会提案理由
(平成 25 年 5 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 25 年第 1 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 27 号から議案第 29 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 27 号 小城市税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、地方税法の中に特例で規定されていた非課税措置等が廃止されたため、条例を改正したものでございます。

次に、議案第 28 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、被保険者が後期高齢者医療に対象となり特定世帯へ移行後の5年目までは世帯別平等割を2分の1とする現行の軽減措置に、移行後6年目から8年目までも4分の1を軽減することを加えるとともに、国民健康保険税の軽減措置の基準額等の算定で後期高齢者医療に移行後5年間に限りの被保険者と合算する措置を恒久化したものでございます。

次に、議案第29号 平成24年度小城市一般会計補正予算（第11号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,868万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ199億8,435万1千円といたしましたものでございます。

第2表 繰越明許費補正は、三日月体育館駐車場整備事業につきまして、年度内に完了できない見込みでございましたので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越したものでございます。

補正の内容は、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等の額の確定により財政調整基金からの繰入金を減額し、並びに、財産収入及び寄附金を歳出予算において、公共施設整備基金及びふるさと応援基金への積立金として計上いたしましたものでございます。

以上の3議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179

条第1項の規定により、議案第27号及び議案第28号につきましては3月30日付け、議案第29号につきましては3月29日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第30号 小城市教育委員会委員の任命についてでございますが、教育委員会委員の^{ふるかわ}古川 ^{きょうこ}恭子氏が平成25年5月15日をもって任期満了となりますので、後任の教育委員会委員として^{おおぼ}大庭 ^{けいこ}敬子氏を任命するものでございます。

以上、この臨時議会に提案しております議案4件の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。